

ランピースキン病防疫対策要領の改正

改正の背景と目的

ランピースキン病が家畜伝染病予防法第62条第1項の疾病として政令で指定され、殺処分命令や移動制限等の措置が法的に可能となり、より強力な防疫措置が講じられるようになりました。

	新	旧
伝染病の位置づけ	政令指定	届出
患畜・疑似患畜への対応	殺処分対象	殺処分対象外
対応する周辺農場の範囲	半径1km内	半径10km内
緊急ワクチン接種の範囲	半径5km内	半径20km内

詳細は以下のアドレスの農林水産省からのランピースキン病に関するQ&Aを参考にしてください
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/attach/pdf/lsd-117.pdf>

現在、海外ではフランス、イタリア、カンボジア等で続発しており、国内で続発する可能性があります。昨年度は福岡県で11月に発生しています。注意警戒をお願いします。